

紫雲会東京支部細則

[目的]

第1条 この細則は、紫雲会東京支部会則（以下会則と称する）を補足するために定める。

[総会・議事録署名]

第2条 総会の議事録署名は、総会に出席した理事2名とする。予め選任していてもよい。

[総会・講演会]

第3条 会則第4条(4)会員相互の文化研鑽としての講演会は、総会の前段で通常実施される。
この講演者には薄謝進呈することが出来る。

[議長の役割]

第4条 常任理事会には議長を置く。議長はその役割の重要性に鑑み副支部長の中から選任する。

[役員の変更]

第5条 東京支部の役員を終了した時は、本人の特段の意思がない場合、以下のように対応する。

- (1) 紫雲会活動で際立った貢献及び成果を果たされた方には、役員会で顕彰、審議し総会に諮る。
- (2) 常任理事会議長終了後は、原則として顧問となる。
- (3) 副支部長終了後は、原則として理事となる。
- (4) 監事終了後は、原則として理事となる。

[常任理事会の組織]

第6条 会則第15条の常任理事会に設置する委員会及びその他の組織は、次のとおりである。

- (1) 総会委員会
- (2) 親睦・交流委員会
- (3) 表彰検討委員会
- (4) 会報委員会
- (5) 総務委員会
- (6) 年次幹事委員会
- (7) HP委員会
- (8) 紫雲オリーブ会
(女子会委員会を名称変更し、親睦・交流委員会の業務の一部を引き継ぐ。)

その他

- (1) 記念総会実行委員会

- 2 前項の各委員会委員長の任命は、常任理事会議長が行い、支部長・役員会に報告する。委員長の任期は2期4年とし、最終年度の定期総会までとする。但し、重任を妨げない。
- 3 第1項の各委員会の委員は、常任理事、理事から選び、その委員の選択権は委員長が有し、その委員の決定権は常任理事会議長が有する。

[年次幹事]

第7条 会則第6条 複数の年次幹事は、女性を含む3人程度で構成する。(支部活動上、多くの役割を果たす年次幹事の機能を複数で担うことにより、業務の効率化、一人あたりの軽減化を図る)

[表彰委員会]

第8条 会則第19条表彰委員会は、支部長、常任理事会議長、担当役員等7~8人で構成し、表彰検討委員会の検討提案を受けて、審議し、これを役員会に諮り決定する。

- 2 表彰方法は、支部長の表彰状と副賞の授与とする。
- 3 表彰制度(申請内容、手続き、審議プロセス等)は別紙1に定める。

[弔事委員会]

第9条 会則第20条弔事委員会は、迅速な対応を要するため、支部長、常任理事会議長、担当副支部長等4人程度で構成し、支部長が決定する。

- 2 弔事対象者は、永年当会に貢献され、その業績が顕著であると思われる者とする。
- 3 弔事方法は、ご香典、弔電、花輪等の何れかとする。

[選定・推薦基準]

第10条 下記の重要役職を選定・推薦する判断基準は次のとおりとする。

- 1 支部長候補選定について
 - (1) 紫雲会会員の親睦と、母校との親和連絡を積極的に図れる人
 - (2) 人格・識見・人望のある人
 - (3) 紫雲会の運営について熱意のある人
- 2 理事候補推薦について
 - (1) 紫雲会東京支部活動に協力的である人
 - (2) 会員と親和連絡を図り、母校愛がある人
- 3 東京香川県人会理事候補推薦について
 - (1) 紫雲会東京支部活動に積極的に参画する人
 - (2) 郷土(香川県)を愛し、発展を願う人
 - (3) 常任理事以上の役員である人

[経費]

第11条 会則第17条(1)の役員及び会員より徴収する会費は、「連絡・事務費等の運営費及び活動費」として使用する。(当年度会費は、当事業年度の4月から6月までに納入する。会費は必要な費用に充当する。期中退会した場合であっても還付しない。当年4月から翌年3月までを当年度という)

2 役員及び会員は、原則として次の年会費を納める。

(1) 最高顧問	3万円
(2) 支部長	3万円
(3) 名誉支部長	3万円
(4) 名誉顧問・顧問	1万円
(5) 常任理事会議長	2万円
(6) 副支部長	1万円
(7) 常任理事	3千円
(8) 監事	3千円
(9) 理事	3千円
(10) 一般会員	2千円

[支部活動・PR費用]

第12条 東京支部活動や母校との絆を深める活動を行う場合は、一定の範囲内(3万円)で、その費用を支部長判断で支出することが出来る。

[出張旅費]

第13条 会則第4条(3)の交流活動に要する出張旅費については、支部長が必要と認める場合には、別紙2の金額を支給する。当該者は、使途明細書を事務局長に提出する。

[交通費]

第14条 役員が会則第4条(4)の常任理事会の打合せ、連絡等で東京支部諸活動に要する交通費については、支部長が必要と認めた場合には、実費支給する。当該者は、使途明細書を事務局長に提出する。

付則

本細則は平成18年7月1日より施行する。

本細則は平成19年7月7日より施行する。

本細則は平成20年7月5日より施行する。

本細則は平成21年7月4日より施行する。

本細則は平成22年7月3日より施行する。

本細則は平成23年7月2日より施行する。

本細則は平成24年7月7日より施行する。

本細則は平成26年7月5日より施行する。

本細則は平成31年4月1日より施行する。

本細則は令和2年10月10日より施行する。